

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

神戸町長

## 公表日

令和6年12月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	・健康増進法に基づき、各種健康診査、がん検診等を実施している。 ・特定個人情報ファイルは、健康増進法の規定に従い、次の事務に利用している。 ①対象者の抽出 ②受診券の交付・再交付 ③受付票の受理・確認・審査 ④受診結果等個人記録情報の管理 ⑤未受診者への受診勧奨事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ O ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	民生部長 若園伸和	民生部長 古沢 潤	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	民生部長 古沢 潤	民生部長 石原 誠	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	民生部長 石原 誠	健康福祉課長	事後	
令和3年10月1日	II 1. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	II 2. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	住民健診システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民健診システムファイル	健康管理情報ファイル	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	追加	番号法第19条第8号 別表第二、別表第二に おける情報提供・情報照会の根拠 102の2の項	事後	
令和4年3月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和3年10月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	◎行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の76の項  ◎行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号) 第54条	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第54条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二、別表第二に おける情報提供・情報照会の根拠 102の2の項	【個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表139の項 【個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表139の項	事後	
令和6年11月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークス	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークス	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 10. 従業者に対する教育・啓	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-8 人手を介在させる作業		記載	事後	
令和6年11月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられ		記載	事後	